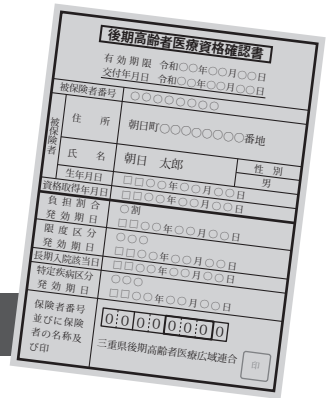


後期高齢者医療制度のお知らせ

若草色の「資格確認書」、もしくは「資格情報のお知らせ」を交付します



資格確認書、資格情報のお知らせについて

ピンク色の資格確認書は、8月1日以降はご使用できません。

今回の更新から、①8月1日時点で85歳以上の方、②①以外の方で、マイナ保険証を普段からご利用されていない方*1には資格確認書が、それ以外の方には資格情報のお知らせが発行されるようになります。いずれも7月中にお手元に届く予定です。8月1日以降に医療機関等を受診する時は、新しい資格確認書（若草色）もしくはマイナ保険証を提示してください。また、資格情報のお知らせは、被保険者の方に現在の資格情報を通知するためのものであるため、お知らせのみでは医療機関等を受診できませんのでご注意ください。

※1 普段からご利用されていない方とは以下に該当しない方です。

- I 過去一年間で6回以上マイナ保険証を利用されている方
- II おおむね直近3か月以内にマイナ保険証を利用されている方

資格確認書の交付申請について

資格情報のお知らせがお手元に届いた方であっても、マイナ保険証での医療機関等の受診が難しい場合は、保険福祉課にて資格確認書の交付申請が可能です。

「マイナンバーカード」を健康保険証として、ぜひお使いください

どないいいことあるの？

- ◎より良い医療が受けることができます。
正確なデータに基づく診療・薬の処方が受けられます。
- ◎窓口での「限度額適用認定証等」の提示の必要がなくなります。
- ◎自身の健康管理に役立ちます
後期高齢者健康診査や薬の情報をマイナポータルで閲覧できます。



「限度額適用認定等」について

入院するときや高額な外来診療を受けるときは、限度区分が併記された資格確認書や、マイナ保険証を医療機関などの窓口で提示することで、医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。また、住民税非課税世帯の人は、入院時の食事代なども減額されます。

マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、医療機関等の窓口での限度額を超える支払いが免除されます。マイナ保険証をお持ちでない方は、事前に保険福祉課で資格確認書に限度区分を併記する申請をしてください。

なお、現在、限度区分が併記された資格確認書をお持ちの方で、引き続き資格確認書の交付対象の方については、申請なしで8月1日から利用可能な若草色の資格確認書を交付します。

「長期入院該当申請」について

限度区分が低所得Ⅱに該当する方については、入院日数が過去12か月で90日を超えると、食事代の負担をさらに減額することができます。保険福祉課にて申請が可能です。また、通常の限度額適用認定と異なり、マイナ保険証の利用状況にかかわらず、適用を受けるには必ず申請が必要です。

なお、8月1日以降も条件を満たしていると確認できた方については申請なしで長期入院該当者となりますが、負担区分が変動した方、入院日数が満たない方については、非該当となります。

再度条件を満たした際は、改めて申請が必要となるのでご注意ください。

保険料（医療分及び子ども分）について

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに保険料を納付していただきます。

保険料は法令に基づき、医療分は2年ごと、子ども分は毎年見直されることとなっております。